

## 目的(第1条)

南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急対策区域の指定、地震観測体制の整備、各種計画の作成及び計画に係る特別の措置等について定めることにより、既存の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図る。

## 対象区域(第3条)

**地震防災対策強化地域**  
(大規模地震対策特別措置法第3条)

**東南海・南海地震防災対策推進地域**  
(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条)

## 南海トラフ巨大地震緊急対策区域

上記2地域及びその周辺の地域のうち、南海トラフ巨大地震が発生した場合に特に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を内閣総理大臣が指定

## 緊急対策推進基本計画(第5条) 内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定

## 緊急対策実施計画(第6条)

- 緊急対策実施計画の区域、目標、期間
- 地震防災上緊急に実施する必要がある施設等(避難路、消防用施設、病院、学校等)の整備等
- 土地改良事業、集団移転促進事業等に関する事項
- 災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なもの 等

関係都府県の知事が内閣総理大臣に協議し、同意を得て作成

- 学校、病院、社会福祉施設等の整備等に要する経費に対する国の負担割合の特例(第7条)  
※ 施行後3年間は、さらに負担割合を嵩上げ
- 緊急対策交付金の交付(第8条)
- 基金の創設(第13条)、地方債の特例(第14条)、緊急対策債の発行(第16条)
- 国による工事の代行(漁港工事、砂防工事、港湾工事等)(第4章)
- 事前の集団移転のための特例(第26条)

## 特定緊急対策事業推進計画(第27条)

関係都府県、関係市町村が単独又は共同で作成し、内閣総理大臣による認定を申請

- 建築基準法における用途制限の緩和(第35条、第36条)
- 公営住宅の入居基準の緩和(第37条、第38条) 等

## 緊急集団移転促進事業計画(第41条)

関係市町村が単独又は関係都府県と共同で作成

- 集団移転促進事業に係る特例(土地利用の特例等)(第44条から第46条)